

※令和7年度は紙商品券とキャッシュレス商品券の両方への登録が必須です。

紙商品券のみの登録はできません。

春日市商工会 商品券発行事業（キャッシュレス・紙）取扱留意事項

令和7年3月14日

- 商品券事業（以下、商品券という）は地域の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、福岡県と春日市の支援のもと実施している事業である。
 - 商品券の使用期間中は加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退しないこと。住所・代表者・業種等に変更が生じたり、真にやむを得ない事情により登録の取消をしたい場合は速やかに本会へ届け出ること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条2号に規定する暴力団、または、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業所ではないこと。
 - 商品券は、加盟店における物品の購入やサービスの対価に対する支払いとして使用するものとする。なお、百貨店発行・信販会社発行・図書カード・おこめ券など他の商品券、切手、印紙、はがき、公共料金（税金等を含む）、市指定ゴミ袋、粗大ごみ処理シール、プリペイドカード、電子マネー、家賃支払い、通信販売購入代金、取扱店における振込手数料等の支払い・購入、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務は対象外とする。
 - 商品券を利用してたばこを購入することに関して、たばこ事業法第36条第1項において小売定価以外による販売が禁止されているため、使用対象外とする。
 - 医療行為に対する支払いへの商品券の使用については、保険診療・自由診療ともにある種の必要経費であり、「消費喚起」の目的になじまないため、対象外とする。ただし、医療機関における全額自費負担の物品購入については、商品券の使用対象とする。
 - 商品券の発行が消費（契約）の動機となっていないものに対し、商品券を充当することは、当該消費（契約）が商品券を発行することにより喚起されたものとみなせないため、使用対象外とする。
 - 大型店においては、「共通券」のみを取り扱うものとする。
 - 事業主・役員・家族・従業員等が購入した商品券を、自店又は家族等が経営する加盟店で使用させないこと。
 - 商品券を、事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いることは禁ずる。
 - 消費者が商品券を利用された際に生じた商取引上の諸問題は、加盟店において速やかに解決すること。
 - 加盟店において商品券に関する事故が発生した場合には、加盟店がその責任を負うものとする。
 - 換金期限を厳守すること。
 - 取扱店は商品やサービス等の取引を伴わない未使用の商品券の受入、並びに同商品券の商工会への換金は行わないこと。
 - 不正行為が発覚した場合は、本会より加盟店に対し換金したプレミアム分の150%相当額を違約金として請求するとともに、商品券事業への加盟を取り消すものとする。
 - その他、商品券の取り扱いに関して、本会からの改善要請等があった場合には、それに従うこと。
 - その他、商品券事業の加盟に関して疑義等が生じた場合は、春日市商工会と誠意をもって協議し、解決に努力すること。
- 【紙商品券のみに関する事項】
- 券面額未満の取引の場合、釣り銭は出さないこと。
 - 換金の際には、地域券・共通券で区別し、枚数を数えたくらで持参すること。
- 【キャッシュレス商品券のみに関する事項】
- 商品券発行日以降の第2第4火曜日0時（月曜日24時）に未換金分を自動集計し、共通券、地域券のうち未換金分が1万円以上の券種は、未換金分を原則3営業日後に、指定された口座に春日市市商工会から自動的に振込を行う。最終換金分については、商工会が振込手数料を補助するため、1万円未満の未換金分についても振込を行う。
 - 最終換金分以外の振込手数料は事業所負担とする。振込手数料は一律550円。なお、筑邦銀行の口座に振込む場合は無料となる。

加盟店申込方法

別紙の【**加盟店舗登録申請書**】へ記入と押印の上、**4月7日まで**に春日市商工会までお申込みください。

【提出先】 春日市商工会 ※FAX、メール、郵送またはご持参にて

・ FAX : 092-575-0702

・ E-mail : kanri@kasuga21.com

【問い合わせ先】 春日市商工会 春日市伯玄町2-24 TEL 092-581-1407

令和7年度 春日市商工会 商品券事業（キャッシュレス・紙）加盟店舗登録申請書

※令和6年度にキャッシュレス商品券加盟店だった事業所は①・②のご記入をお願いいたします。

③以降につきましては、変更がある場合のみご記入ください。

①申込事業者情報について

事業所名		代表者名	
事業所住所	〒 -	電話	
FAX		メール	
担当者名		連絡先	

②同意

私(当社)はキャッシュレス商品券・紙商品券の両方の加盟店となり、春日市商工会商品券発行事業取扱留意事項(本紙表面)に同意し、遵守いたします。

令和7年 月 日 代表者名(自署または記名押印) 印

③取扱店情報について

商品券が使える店舗としてチラシの裏面、HP、アプリに掲載いたします。

※複数店舗がある場合は店舗ごとに提出してください。

店舗名		担当者	
店舗住所	〒 -	電話	
ジャンル	別紙の掲載業種リストより該当する番号を選んで記載してください。		
売場規模	<input type="checkbox"/> 大型店(店舗面積 500 m ² 以上) <input type="checkbox"/> 店舗面積 500 m ² 未満)		
主な取扱商品や店舗PR (20字以内) 例：旬の食材を使った料理が自慢の居酒屋です。			

④キャッシュレス商品券登録情報

＜ログイン情報＞担当者メールアドレスが店舗担当者画面のログインIDになります			
担当者メールアドレス (ログインID)			
＜換金金額の振込先＞振込手数料は事業者負担となります。			
銀行名		支店名	
銀行コード		支店コード・ 店番	
	左づめでご記入ください		左づめでご記入ください
口座名義	フリガナ：	口座種類	普通 ・ 当座
		口座番号	

ゆうちょ銀行(銀行コード9900)をご指定される場合、通帳を開いた2ページ目下段に記載の【店番】(3桁)、【口座番号】(7桁)をご記入ください。